恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市への移住及び定住を促進し、人口減少の抑制及び地域の活性化を図るため、本市で住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において、恵那市えなで暮らそう奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　住宅　自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室等を有する延べ床面積が55平方メートル以上の住宅をいう。ただし、店舗、事務所その他業務の用に供する空間が合わさっている併用住宅にあっては、延べ床面積の２分の１以上が居住の用に供されており、かつ居住用部分の延べ床面積が55平方メートル以上であるものに限る。

（２）　住宅の取得　本市への移住又は定住を目的に、住宅を新築し、又は購入（２親等以内の親族との売買及び契約書を締結しない売買を除く。）し、自己の名義で当該住宅の登記をすることをいう。ただし、住宅の新築又は購入の日から起算して１年を経過した日以降に登記したものを除く。

（３）　補助対象事業　次の事業をいう。

ア　住宅の取得又は２親等以内の直系の親族と同居するために行う増築若しくは改築

イ　アの住宅の取得をするために行われる宅地の購入。ただし、当該住宅の取得の日から起算して３年を経過する日以前に行われた宅地の購入並びに２親等以内の親族との売買及び契約書を締結しない売買を除く。

（４）　補助対象事業完了日　住宅の取得に伴う登記が完了した日（２親等以内の直系の親族と同居するために行う増築又は改築を行う場合にあっては、当該増築又は改築に要する費用の支払が完了した日）をいう。

（５）　増築　既存の住宅の床面積を10平方メートル以上増やすことをいう（同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合を含む。）。

（６）　改築　既存の住宅の全部又は一部を解体し、造り替えることをいう。

一部改正〔令和８年告示35号〕

（交付対象者）

第３条　奨励金の交付対象者は、次のいずれも満たす者とする。

（１） 本市に定住する意思を有し、補助対象事業で取得又は増築若しくは改築する住宅（以下「補助対象住宅」という。）に自己の生活の本拠として居住し、当該居住地を住所と定め、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第６条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者

（２） 補助対象事業完了日において、満年齢が50歳未満である者

（３） 本人及びその世帯員全員に本市の市税等の滞納がない者

一部改正〔令和３年告示175号〕

（補助対象経費）

第４条 補助対象経費は、奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担する補助対象事業に要する費用（100万円以上の費用に限り、申請者と同居する配偶者が負担する補助対象事業に要する費用を含む。）とし、次の工事に要する費用を除く。

（１） 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事

（２） 造成工事及び地盤改良工事

（３） 造園、門扉、屏等の外構工事及び車庫、物置その他居住部分以外の設備の設置工事（住宅部分の建築工事と不可分で一体的な工事を除く。）

（４） エアコン、ガスコンロ、照明その他の住宅設備のみの購入又は設置工事

（５） カーテン、家具その他の調度品の購入又は設置工事

（６） 修繕又は単なる模様替えを目的とした工事

（７） その他市長が適当でないと認める工事

（奨励金の額）

第５条 奨励金の額は、前条の補助対象経費の10分の１に相当する額とし、30万円に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた金額を上限とする。ただし、奨励金の額に１万円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた額とする。

（１） 18歳以下の子ども（申請者の子であって、補助事業完了日において満年齢が18歳以下のものをいう。）が同居する場合　20万円

（２） 申請者が本市の区域外から区域内に転入した者であって、転入日の翌日から起算して１年を経過する日までに補助対象住宅に自己の生活の本拠として居住する場合　10万円

２　前項の規定にかかわらず、補助対象経費が100万円未満の補助対象事業には奨励金の交付は行わないものとする。

一部改正〔令和３年告示175号〕

（交付の申請）

第６条　申請者は、補助対象事業完了日の翌日から起算して６月を経過する日（補助対象住宅が大幅な修繕を必要とする場合その他補助対象住宅に速やかに居住を開始することが困難と認められる場合にあっては、当該事由が解消された日の翌日から起算して６月を経過する日）までに恵那市えなで暮らそう奨励金交付申請書（様式第１号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　補助対象事業に係る契約書、請書その他事業内容が分かる書類の写し

（２）　補助対象事業において取得した住宅及び宅地の登記事項証明書の写し

（３）　補助対象事業における住宅の取得、増築又は改築に要する費用及び宅地の購入費用の支払が確認できる書類

（４）　住宅の増築又は改築を行った場合、当該工事着手前及び当該工事完了後の現場写真

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、市長は、必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

一部改正〔令和３年告示175号〕

（交付の決定等）

第７条　市長は前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは恵那市えなで暮らそう奨励金交付決定通知書（様式第２号）により、奨励金の交付を決定することが適当でないと認めるときは恵那市えなで暮らそう奨励金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付の決定に関し、条件を付すことができる。

３　市長は、第１項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付の対象としない。

（１）　恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号。以下「排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団

（２）　排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等

（３）　前２号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者

（奨励金の交付請求）

第８条　前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者は、恵那市えなで暮らそう奨励金交付請求書（様式第４号）を交付決定日から30日以内に市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第９条　市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は奨励金の返還を命ずることができる。

（１）　偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

（２）　第７条第１項の交付決定通知書に記載された交付条件に従わなかったとき。

（３）　第７条第３項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（４）　その他市長が不適当と認めたとき。

（重複交付の禁止）

第10条　第３条の規定にかかわらず、次の場合には、奨励金の交付は行わないものとする。

（１）　申請者又はその配偶者が恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第21号）の規定による恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金の交付を受けたことがある場合

（２）　申請者又はその配偶者が恵那市同居・近居応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第22号）の規定による恵那市同居・近居応援事業補助金の交付を受けたことがある場合

（３）　申請者又はその配偶者が恵那市定住促進奨励金交付要綱（平成21年恵那市告示第37号）の規定による恵那市定住促進奨励金の交付を受けたことがある場合

（４）　申請者又はその配偶者が恵那市新婚世帯えなで暮らそう奨励金交付要綱（令和５年恵那市告示第45号）の規定による恵那市新婚世帯えなで暮らそう奨励金の交付を受けたことがある場合

（５）　申請者又はその配偶者が恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱（平成23年恵那市告示第56号の２）の規定により、同要綱第３条第１号に定める事業に対する奨励金の交付を受けたことがある場合

（６）　申請者又はその配偶者が本要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある場合

一部改正〔令和５年告示45号〕

（恵那市補助金等交付規則の適用除外）

第11条　この奨励金については、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）の規定は、適用しない。

追加〔令和５年告示45号〕

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和５年告示45号〕

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（恵那市定住促進奨励金交付要綱の一部改正）

２　恵那市定住促進奨励金交付要綱（平成21年恵那市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第10条中「空き家改修事業補助金」の次に「又は恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱（令和３年恵那市告示第74号）による恵那市えなで暮らそう奨励金」を加える。

（恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金交付要綱の一部改正）

３　恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中「空き家改修事業補助金」の次に「又は恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱（令和３年恵那市告示第74号）による恵那市えなで暮らそう奨励金」を加える。

（恵那市同居・近居応援事業補助金交付要綱の一部改正）

４　恵那市同居・近居応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「空き家改修事業補助金」の次に「又は恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱（令和３年恵那市告示第74号）による恵那市えなで暮らそう奨励金」を加える。

附　則（令和３年９月30日告示第143号）

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附　則（令和３年12月９日告示第175号）

この告示は、告示の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和５年３月29日告示第45号抄）

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月27日告示第35号）

（施行期日）

1　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請を行う者について適用し、同日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。